

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月9日 午後1時30分～午後2時9分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 16名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第24号 農用地の買入れ協議に係る要請について

3. 報告事項

1. 農地法第4条の規定による許可の取消願について

2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

3. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳	2番	新 開 文 則
3番	河 野 正 春	4番	河 野 義 明
5番	原 田 龍三郎	7番	野 田 惠 次
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	田 崎 明	11番	嶋 芙 沙 子
12番	木 下 正 信	13番	大 城 祐 吉
14番	中川原 大 吉	16番	平 川 弘 義
17番	内 藤 秋 彦	19番	徳 永 順 子

欠席委員（2名）

15番	河 野 和 夫	18番	池 田 正 幸
-----	---------	-----	---------

出席推進委員（18名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和	22番	森 静 男
23番	石 橋 直 幸	24番	江 崎 須三信
25番	松 尾 正 巳	26番	堤 貴 大
27番	篠 崎 宣 治	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 誠 治	32番	河 野 通 成
33番	川 口 広 樹	34番	大 城 政 英
35番	山 下 久 弥	37番	武 藤 睦 夫
38番	末 吉 智 宣	39番	岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸
事務局 係長 相 地 智 輝
事務局 江 崎 浩
事務局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和2年10月定例総会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号15番河野和夫委員、18番池田正幸委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は、18名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号12番木下正信委員、同じく13番大城祐吉委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（堤）

9月後半に現地を確認したところ、特に問題はありませんでした。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸付けによるもので条件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

申請書により9月28日、地元農業委員と現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

現地並びに申請書を確認しましたし、所有権移転については集落内の売買ということでございますし、地元委員としては何ら問題ないと思っております。皆さん方の御審議方お願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、耕作利便のための一体利用によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○3番（河野）

申請書及び現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われれます。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（川口）

9月25日に確認をしまして、後の畑の管理をお願いしております。地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

双方の関係は友達同士ということでございまして、現地を確認いたしましたが、何ら問題ないと判断していますので、皆さんの審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

申請書及び現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われしますので、皆様の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に既存敷地と一体利用で駐車場を建設するために転用するものです。

東は水路、西、北、南は雑種地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○25番（松尾）

10月6日、現地に農業委員会の事務局、農地委員、地元農業委員集合のもと、申請書により現地を調査確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われまますので、皆様の御審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（野田）

先日10月6日に農地委員、地元委員、事務局8名で申請書及び現地調査をいたしました。申請地の北側の土地が申請人の土地ということでした。

申請地には木々が生えていましたが、農地委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆様の御審議方よろしく願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようです。議案第22号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定

いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に農業用倉庫を建築するために転用するものです。

東は道路、西も道路、北は田、南も田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○32番（河野）

今月6日に農地委員会の皆さんと事務局、地元委員とで現地を確認してきました。地元推進委員としては何ら問題ないと考えておりますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

ここも同じく6日に現地などの調査をいたしました。申請地にはハウスの解体中で支柱などは残っていましたが、農地委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆様の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に集落接続により宅地を建築するために転用するものです。

東は自己所有の畑と道路、西は宅地、北も宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、東側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○33番（川口）

10月6日に役員さんと現地を確認しております。地元委員としては問題ないと思われまので、皆様の審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

ここも同じく10月6日に現地調査をしましたが、申請地の畑はきれいにされていて、農地委員としては何ら問題ないと思われまので、皆様の御審議方お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場及び資材置場を建設するために転用するものです。

東は川、西は道路、北は雑種地、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

10月6日、事務局合わせて8人で現地等の確認をしましたが、何も意見が出ませんでしたので、地元委員としては問題ないと思われまますので、皆様の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

ここも同じく10月6日に8名で現地などの調査をしましたが、申請地はきれいに草払いをされていて、農地委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願いいいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に事務所建築のために転用するものです。東は道路、西は宅地、北は宅地、南は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、東側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○24番（江崎）

10月6日に地元委員、農地委員会、事務局と現地確認をいたしました。南側が畑と隣接しておりますけれども、畑としては今草が生えている状態でしたので、地元委員としては問題ないかと思われまます。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

ここも同じく6日に8名で現地の調査をしましたが、申請地を少し整地されていたため、事前着工はだめですよと言ったら、はい、分かりましたと言われました。農地委員としてはほかに問題がないと思われまますので、皆様の御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第23号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は、田9万6,383平方メートル、畑2万1,198平方メートル、合計11万7,581平方メートルで、件数は33件、筆数は88筆となっております。

議案書5ページを御覧ください。期間借地は、田1万954平方メートルで、件数3件、筆数は5筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書14ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが2件、機構への売渡しが2件となっております。

内容につきましては、15ページ以降に記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第23号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第23号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

次に、議案第24号 農用地の買入れ協議に係る要請についてを議題とします。

事務局は、議案第24号について説明をしてください。

○事務局（田中）

まず、買入れ協議という制度について御説明します。

買入協議制度とは、農地の所有者から農業委員会に対して、農地を売り渡したいという申出があった際に、農業委員会にて、認定農業者に農地を集積するため推進機構が一旦買入れることが必要であると認め、市長へ農地の所有者と推進機構へ協議を促すよう要請するものです。

買入れ協議が成立すれば、推進機構が農地を買入れ、売り渡した方には譲渡所得の1,500万円控除が適用されます。

以上を含めまして、議案第24号について説明します。

整理番号1番につきましては、面積が広大であり、売買希望価格が800万円を超えるため、推進機構による買入れを促す必要があると認められ、その旨を市長へ要請するものです。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第24号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

この案件は、面積が一般の今までの売買のあれからすると広いということで、単価はちょっと分かりませんが、売買する金額が大きくなる可能性があるということでの協議に係る要請、申請が出ておるということ。初めてだったから、ただ今まではある程度面積が少ない状況での売買ということだったから別に問題なかったということかな。

○事務局（相地）

今、柿原委員さんから言われたように、小さい額でしたら800万円控除、それで事足りるんですけども、今回の場合みたいに面積が広がると800万円を超えることが想定されますので、その際、この買入れ協議の要請をすることによりまして、協議が調べば1,500万円

までの所得税控除ができるという流れとなります。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○30番（柿原）

控除額の関係で一応こういうふうな議案の要請になっているということね。

○事務局（相地）

そのとおりです。

○30番（柿原）

分かりました。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

みやま市へ農用地の買入れ協議について要請することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第24号 農用地の買入れ協議に係る要請については、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号 農地法第4条の規定による許可の取消願について、1件の取消しを受け付けております。申請人は建売住宅建築のために転用しておりましたが、自己都合により今回取消しを行うものです。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、宅地造成（分譲7区画）のための転用届出を受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が8件出されております。内容については、自作が3件、設定が4件、所有権移転が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、届出が3件出されております。内容については、設定が3件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時9分 閉会